

次期総合計画策定方針(案)

1 策定方針

本策定方針は、本巢市第2次総合計画の計画期間が令和7年度をもって終了することに伴い、令和8年度を初年度とする本巢市第3次総合計画の策定にあたり、基本的な考え方を定めるものである。なお、本策定(案)は、本巢市第3次総合計画策定支援業務公募型プロポーザルの公告時点での内容を取りまとめたものであり、今後、策定に向けた協議・検討を進める中で、内容が一部修正となることがある。

2 計画の位置づけ

平成 23 年の地方自治法の改正により、基本構想の策定を義務付ける根拠条項が削除され、各自治体が自律的に判断することとなった。本市では、根拠条項は削除されたものの、市のまちづくりの指針として市民・事業者・行政がともに基本理念や将来像を共有するためには必要と考え、引き続き基本構想を策定することとしている。

今回策定する本巢市第3次総合計画(以下、「次期総合計画」という。)についても、これまでと同様にまちづくりの新たな市政運営の指針として、本市の最上位計画として位置づけることとする。

一方で、これまでもまして目まぐるしく変わる社会情勢や多様化する市民ニーズを踏まえると、10 年スパンでの計画改定は長く、長期計画であるため、事業実施にあたって財政上の担保が十分にできていないという問題が顕在化してきた。また、市の最上位計画としてあらゆる分野を網羅し、多数の施策・事業を位置づけているため、緊急性・重要性の高い施策が見えづらく、部門別計画の増加(充実)に伴い、総合計画に紐付けられる施策・事業の数や総合計画と部門別計画の内容の重複も増加傾向にあり、結果として総合計画の策定及び運用に多くの時間と労力、経費を要しているという課題も見えてきた。

そのため、次期総合計画の策定にあたっては、これらの課題・問題点を踏まえ、計画期間を含め、従来の総合計画の構造、体系そのものの枠組みを見直すこととする。

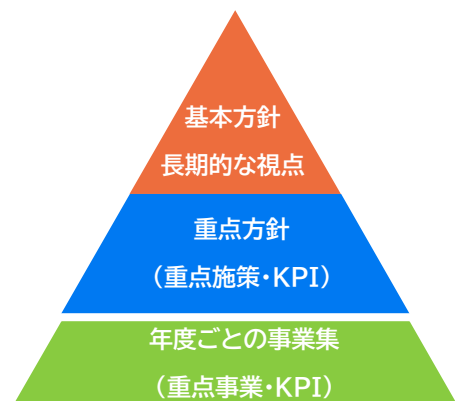
3 計画の構成及び期間

(1) 計画の構成

計画の構成については、これまでの「基本構想」「基本計画」「実施計画」から概ね 20 年先を見据えて市の将来像を示す「基本方針」と、市民ニーズに基づくまちづくりの課題の緊急性、重要性を踏まえ、確実に実施する施策を位置づけた「重点方針」で構成し、計画を1本化する。

(2) 計画の期間

次期総合計画の計画期間は、令和8年度から令和 11 年度までの4年間とする。



4 目指す計画の姿

次期総合計画が目指す姿を示す。

(1) 市民が親しみやすい計画

本巢市が目指す将来像を市民と共有するため、市民にとって親しみやすく、わかりやすい計画とする。

(2) 変化に対応できる計画

社会・経済情勢が急速に変化する中で、時代の潮流、本市を取り巻く環境、多様化する市民ニーズを的確に捉え、政策に柔軟に反映できる計画とする。

(3) 戦略的かつ効果的に政策を進められる計画

戦略的かつ効果的に政策を進められるよう、重点施策や優先順位が明確な計画とする。

(4) 今後の改定作業が容易にできる計画

これまでの総合計画において、多くの時間と労力、経費を要してきたとともに、計画期間をこれまでの10年間から4年間に短くなることを踏まえ、今後の計画策定を容易にできる計画とする。

5 計画策定にあたっての視点

目指す計画の姿に向けて、計画策定にあたっての視点や姿勢を示す。

(1) 市民の声を計画づくりに活かす

様々な手段により、市民の意見を幅広く把握し、計画づくりに活かす。

(2) 計画の策定過程を市民と共有する

計画策定の状況や過程を様々な手法で広く発信・PRすることで、市民と行政が一緒になって進める計画づくりに取り組む。

(3) 将来を見据えて戦略的に考える

本市の概ね20年先のありたい姿、あるべき姿(将来像)からバックキャスティングで考えると同時に、具体的なデータ等に基づいて必要な政策・施策が明確に整理された計画づくりに取り組む。

6 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、様々な手段により市民の意見を広く聴きながら、市民参画による計画づくりを進める。また、本巢市計画審議会に諮るとともに、庁内組織により全庁的な検討を進める。

(1) 市民参画

幅広い年代や分野の市民から、本市の魅力や課題、必要な取り組みに関して意見を聴き、次期総合計画の検討を進める。想定される意見収集の機会は以下のとおり。

ア 市民意識調査

イ 市民等ワークショップ

ウ パブリックコメント

(2) 本巢市計画審議会

学識経験者や市民団体の代表等で構成し、総合計画の策定について必要となる調査審議を行う。

(3) 庁内組織

ア 本巢市総合計画策定委員会

副市長及び庁内部局長級の職員で構成し、総合計画の策定について必要となる、調査、審議及び調整を行う。

イ 専門部会

本巢市総合計画策定委員会に設けられる課長級の職員で構成する。専門の事項を調査、研究、調整及び協議を行う。

ウ ワーキングチーム

専門部会に設けられる課長補佐級の職員で構成する。専門部会の補助機関として施策に関する現況と課題の整理、調査、研究、各種資料の収集及び計画づくり等を行う。

■策定体制組織図

